

11. 7. 14
10 3

大正十二年七月十一日

(廣島縣)

大段鉄工場因島工場職工解雇ノ件

首級工場ヲ於テハ事業整理下ニ存月八日解雇手當及表
 上十日付ヲ以テ約六〇〇元(信末工場ニ對シ反抗ニ來リタス約同
 盟側幹部ヲ初メモ他々令令員善ニ不長分子)ノ職工ヲ解雇ス(キ
 市定ノ延甚後大段存取ヲ期日内ニ解雇手當ヲ定メ送
 致ニ來ル見込ナキ以テ延期ヲ以テ送金ヲ待テ新行ス之ノ如シ
 尚三庄分工場ニ於テハ因島工場ト同一ニ此際不良職工解雇ニ
 及シ存日四職長ニ依長一名ヲ始メ引續キ組合幹部十五六名
 ヲ筆頭ニ百名内外解雇スル之ノ如シ

(七月十三日報)

内務省

法人 報 告